

## 第26回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和7年7月28日（月曜日）

開催場所 標茶町役場議場

### ○議事日程

- |     |                                |     |
|-----|--------------------------------|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について                 |     |
| 第 2 | 会期決定について                       |     |
| 第 3 | 会務報告                           |     |
| 第 4 | 報告第 59号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について   | 10件 |
| 第 5 | 報告第 60号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について  | 3件  |
| 第 6 | 議案第132号 農用地の賃貸借に係る合意解約について     | 1件  |
| 第 7 | 議案第133号 現況証明願について              | 1件  |
| 第 8 | 議案第134号 農業振興地域整備計画の変更について      | 1件  |
| 第 9 | 議案第135号 農地法第3条の規定による許可申請について   | 1件  |
| 第10 | 議案第136号 農用地の買入協議に係る要請について      | 9件  |
| 第11 | 議案第137号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について | 41件 |

### ○出席委員（13名）

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 平山 正志 君  | 4番 小野寺典男 君  | 5番 佐藤 松喜 君  |
| 6番 渡邊 裕義 君  | 7番 森田 享子 君  | 8番 舟山 珠代 君  |
| 9番 津野 齊 君   | 10番 甲斐やす子 君 | 11番 笛木 眞一 君 |
| 13番 熊谷 英二 君 | 14番 嶋中 勝 君  | 15番 遠藤 聡 君  |
| 16番 佐藤 徳市 君 |             |             |

### ○議事参与の制限を受けた委員（2名）

- 番 ●● ●● 君      ●番 ●● ●● 君

### ○欠席委員（3名）

- |           |            |             |
|-----------|------------|-------------|
| 2番 澁谷 洋 君 | 3番 大泉 義明 君 | 12番 山本 政弘 君 |
|-----------|------------|-------------|

### ○その他出席者

- |              |                         |
|--------------|-------------------------|
| 事務局長 村山 尚 君  | 事務局次長 小幡 裕也 君（遅参10時25分） |
| 振興係長 工藤 理恵 君 | 農地係長 青島 雅明 君            |
| 主任 湊谷 沙紀 君   |                         |

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 只今から第26回標茶町農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は13名、欠席3名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

(午前10時02分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐藤徳市君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

15番・遠藤君                      1番・平山君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○会長（佐藤徳市君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

第26回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りといたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎会務報告

○会長（佐藤徳市君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配付のとおりであります。

◎報告第59号

○会長（佐藤徳市君） 日程第4。報告第59号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容10件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第59号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり10件となっております。

番号1

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん。

あっせん委員長 山本委員

あっせん委員 津野委員、小野寺委員、遠藤委員。

報告年月日 令和6年10月7日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字中チャンベツ242-46

現況地目 畑

面積 4,613㎡

価格 9,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金。

なお番号1につきましてはあっせん委員であります遠藤委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 15番・遠藤君。

○15番（遠藤聡君） 15番、遠藤です。

報告第59号、番号1について報告いたします。

令和6年9月19日に、小野寺委員、津野委員、山本委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行い、申出者に土地の価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ました。

令和6年10月7日に、小野寺委員、津野委員、山本委員と私、事務局より青島係長で茶安別公民館において第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さんに決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、12番・山本君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

続きまして、番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号 2

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 澁谷委員

あっせん委員 渡邊委員、甲斐委員、嶋中委員。

報告年月日 令和 7 年 5 月 2 3 日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字オソツベツ 2 2 5 - 4

現況地目 畑

面積 16,697㎡外 2 8 筆、合計面積416,957㎡

価格 9,928,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

続きまして

土地の所在 字オソツベツ 2 5 4 - 1

現況地目 畑

面積 13,709㎡外 3 筆、合計面積52,942㎡

価格 1,365,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

なお番号 2 につきましてはあっせん委員であります甲斐委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1 0 番・甲斐君。

○1 0 番（甲斐やす子君） 1 0 番、甲斐です。

報告第 5 9 号、番号 2 について報告いたします。

令和 7 年 5 月 8 日に、澁谷委員、舟山委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和 7 年 5 月 2 3 日に、澁谷委員、渡邊委員、嶋中委員と私、事務局より青島係長で中オソベツ集落改善センターにおいて第 2 回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さん、●●●●さんに決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号 2 について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、1 0 番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2は報告のとおり承認されました。

続きまして、番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

番号3

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 佐藤松喜委員

あっせん委員 平山委員、大泉委員、笛木委員。

報告年月日 令和7年6月6日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字虹別原野122-1

現況地目 畑

面積 61,529㎡外1筆、合計面積63,493㎡

価格 4,424,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

続きまして

土地の所在 字虹別原野916

現況地目 畑

面積 79,763㎡外1筆、合計面積106,272㎡

価格 4,850,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

なお番号3につきましてはあっせん委員長であります佐藤松喜委員より報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 5番・佐藤松喜君。

○5番(佐藤松喜君) 5番、佐藤です。

報告第59号、番号3について報告いたします。

令和7年5月14日に、平山委員、大泉委員、笛木委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和7年6月6日に、平山委員、大泉委員、笛木委員と私、事務局より青島係長で中虹別コミュニティハウス」において第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さん、●●●●さんに決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、5番・佐藤松喜君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3は報告のとおり承認されました。

続きまして、番号4を議題と致します。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●● ●●君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号4

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●●さん

あっせん委員長 嶋中委員

あっせん委員 大泉委員、渡邊委員。

報告年月日 令和7年5月23日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字西熊牛原野5-1

現況地目 採放地

面積 61,241㎡外16筆、合計面積311,647㎡

価格 5,721,000円

一時貸付予定者は●●●●●さん

続きまして

土地の所在 字西熊牛原野西4線68-3

現況地目 畑

面積 21,176㎡外2筆、合計面積51,734㎡

価格 1,777,000円

一時貸付予定者は●●●●●さん

続きまして

土地の所在 字西熊牛原野30-2

現況地目 畑

面積 1,076㎡外 8 筆、合計面積179,088㎡

価格 3,738,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

なお番号4につきましてはあっせん委員長であります嶋中委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中勝君） 14番、嶋中です。

報告第59号、番号4について報告いたします。

令和7年4月30日に、大泉委員、渡邊委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和7年5月23日に、大泉委員、渡邊委員と私、事務局より青島係長で磯分内酪農センターにおいて第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんに決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号4について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4は報告のとおり承認されました。

（●● ●●君復席）

続きまして、番号5を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号5

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 嶋中委員

あっせん委員 大泉委員、渡邊委員。

報告年月日 令和7年5月23日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字栄9-1  
現況地目 採放地  
面積 7,161㎡外26筆、合計面積418,265㎡  
価格 11,921,000円  
一時貸付予定者は●●●●さん

続きまして

土地の所在 字栄218-8  
現況地目 畑  
面積 160,395㎡  
価格 4,005,000円  
一時貸付予定者は●●●●さん

続きまして

土地の所在 字栄217-23  
現況地目 採放地  
面積 94,766㎡  
価格 3,382,000円  
一時貸付予定者は●●●●さん

なお番号5につきましてはあっせん委員長であります嶋中委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中勝君） 14番、嶋中です。

報告第59号、番号5について報告いたします。

令和7年4月30日に、大泉委員、渡邊委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和7年5月23日に、大泉委員、渡邊委員と私、事務局より青島係長で磯分内酪農センターにおいて第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんに決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号5について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5は、報告のとおり承認されました。

続きまして、番号6を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号6

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 嶋中委員

あっせん委員 大泉委員、渡邊委員。

報告年月日 令和7年5月23日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字栄18-2

現況地目 畑

面積 42,463㎡外7筆、合計面積190,982㎡

価格 3,062,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

なお番号6につきましてはあっせん委員長であります嶋中委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中勝君） 14番、嶋中です。

報告第59号、番号6について報告いたします。

令和7年4月30日に、大泉委員、渡邊委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和7年5月23日に、大泉委員、渡邊委員と私、事務局より青島係長で磯分内酪農センターにおいて第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さんに決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号6について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6は、報告のとおり承認されました。

続きまして、番号7を議題と致します。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●● ●●君退席)

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号7

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 嶋中委員

あっせん委員 大泉委員、渡邊委員。

報告年月日 令和7年5月23日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字西熊牛原野53-3

現況地目 畑

面積 8,639㎡外1筆、合計面積9,495㎡

価格 47,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

続きまして

土地の所在 字西熊牛原野53-1

現況地目 畑

面積 49,454㎡外7筆、合計面積145,957㎡

価格 4,791,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

なお番号7につきましてはあっせん委員長であります嶋中委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中勝君） 14番、嶋中です。

報告第59号、番号7について報告いたします。

令和7年4月30日に、大泉委員、渡邊委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和7年5月23日に、大泉委員、渡邊委員と私、事務局より青島係長で磯分内酪農センターにおいて第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さん、●●●●さんに決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号7について事務局の説明、並びにあっせんにあたられま

した、14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号7は報告のとおり承認されました。

続きまして、番号8を議題と致します。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●● ●●君退席)

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

番号8

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 嶋中委員

あっせん委員 大泉委員、渡邊委員。

報告年月日 令和7年5月23日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字西熊牛原野22-5

現況地目 採放地

面積 1,452㎡外5筆、合計面積27,154㎡

価格 392,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

続きまして

土地の所在 字西熊牛原野15-11

現況地目 畑

面積 23,238㎡外4筆、合計面積261,871㎡

価格 5,845,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

続きまして

土地の所在 字西熊牛原野50-2

現況地目 畑

面積 11,491㎡外1筆、合計面積13,356㎡

価格 67,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

なお番号8につきましてはあっせん委員長であります嶋中委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中勝君） 14番、嶋中です。

報告第59号、番号8について報告いたします。

令和7年4月30日に、大泉委員、渡邊委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和7年5月23日に、大泉委員、渡邊委員と私、事務局より青島係長で磯分内酪農センターにおいて第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんに決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号8について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8について報告のとおり承認されました。

（●● ●●君復席）

続きまして、番号9を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号9

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 澁谷委員

あっせん委員 渡邊委員、甲斐委員、嶋中委員。

報告年月日 令和7年5月23日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字中オソツベツ原野72-1

現況地目 畑

面積 11,719㎡外4筆、合計面積48,883㎡

価格 859,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

なお番号9につきましてはあっせん委員であります甲斐委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 10番・甲斐君。

○10番（甲斐やす子君） 10番、甲斐です。

報告第59号、番号9について報告いたします。

令和7年5月8日に、澁谷委員、舟山委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和7年5月23日に、澁谷委員、渡邊委員、嶋中委員と私、事務局より青島係長で中オソベツ集落改善センターにおいて第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さんに決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号9について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、10番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号9は報告のとおり承認されました。

続きまして、番号10を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号10

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 小野寺委員

あっせん委員 山本委員、津野委員、遠藤委員。

報告年月日 令和7年6月5日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字塘路原野148

現況地目 畑

面積 14,682㎡外4筆、合計面積138,267㎡

価格 9,357,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

続きまして

土地の所在 字塘路原野北7線79

現況地目 畑

面積 18,812㎡外4筆、合計面積126,793㎡

価格 7,175,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

なお番号10につきましてはあっせん委員長であります小野寺委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 4番・小野寺君。

○4番（小野寺典男君） 4番、小野寺です。

報告第59号、番号10について報告いたします。

令和7年5月7日に、津野委員、山本委員、遠藤委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和7年6月5日に、津野委員、山本委員、遠藤委員と私、事務局より青島係長で阿歴内公民館において第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さん、●●●●さんに決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号10について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、4番・小野寺君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号10は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第59号、内容10件は報告のとおり承認されました。

◎報告第60号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。報告第60号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第60号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり3件となっております。

番号1

あっせん賃貸借申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 嶋中委員

あっせん委員 大泉委員、渡邊委員

報告年月日 令和7年5月23日

借受人、地番、金額等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字西熊牛原野西3線75-2の内

現況地目 畑

面積 12,133㎡外12筆、合計面積は187,462㎡

年間賃貸料 502,034円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間は、公告の日から令和17年8月11日まで

続きまして

土地の所在 字栄179-1の内

現況地目 畑

面積 26,157㎡外6筆、合計面積は107,018㎡

年間賃貸料 323,512円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間は、公告の日から令和17年8月11日まで

続きまして

土地の所在 字西熊牛原野西2線78-1の内

現況地目 畑

面積 12,269㎡外5筆、合計面積は120,080㎡

年間賃貸料 384,256円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間は、公告の日から令和17年8月11日まで

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります嶋中委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中勝君） 14番・嶋中です。

報告第60号番号1について報告致します。

令和7年4月30日にあっせん委員に、大泉委員、渡邊委員と私が指名されましたので、あっせん委員会を開催し、現地調査で賃貸料の算定を行いました。

●●●●さんに承諾を得ましたので、令和7年5月23日に磯分内酪農センターにおいて第2回あっせん委員会を開催し、借り受け希望者を調整し、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんに決定しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

続きまして番号2を議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●● ●●君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号2

あっせん賃貸借申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 嶋中委員

あっせん委員 大泉委員、渡邊委員

報告年月日 令和7年5月23日

借受人、地番、金額等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字熊牛原野22-2の内

現況地目 畑

面積 14,423㎡外25筆、合計面積は132,735㎡

年間賃貸料 354,023円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間は、公告の日から令和17年8月11日まで

続きまして

土地の所在 字熊牛原野17線西4-1の内

現況地目 畑

面積 15,329㎡外5筆、合計面積は70,613㎡

年間賃貸料 182,899円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間は、公告の日から令和17年8月11日まで

なお番号2につきましてはあっせん委員長であります嶋中委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中勝君） 14番・嶋中です。

報告第60号、番号2について報告致します。

令和7年4月30日に、あっせん委員に大泉委員、渡邊委員と私が指名されましたので、あっせん委員会を開催し、現地調査で賃貸料の算定を行いました。

●●●●さんに承諾を得ましたので、令和7年5月23日に磯分内酪農センターにおいて第2回あっせん委員会を開催し、借り受け希望者を調整し、●●●●さん、●●●●さんに決定しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2は報告のとおり承認されました。

（●● ●●君復席）

続きまして番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号3

あっせん賃貸借申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 渡邊委員

あっせん委員 大泉委員、嶋中委員

報告年月日 令和7年4月2日

借受人、地番、金額等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字西熊牛原野17-2

現況地目 畑

面積 51,467㎡外 2筆、合計面積は115,471㎡

年間賃貸料 125,040円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間は、公告の日から令和7年11月29日まで

なお番号3につきましてはあっせん委員長であります渡邊委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 6番・渡邊君。

○6番（渡邊裕義君） 6番・渡邊です。

報告第60号番号3について報告致します。

令和7年4月2日に、あっせん委員に大泉委員、嶋中委員と私が指名されましたので、あっせん委員会を開催しました。

当該地は、●●●●さんのあっせん申出により、北海道農業公社が買入を実施した農地であります。

一時貸付者については、取得予定の●●●●さんに決定しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、6番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第60号、内容3件は報告のとおり承認されました。

#### ◎議案第132号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。議案第132号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第132号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字阿歴内44-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、133,789㎡、合計面積は242,499㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和6年6月28日。

契約期間、令和6年6月28日から令和11年6月27日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和7年7月3日となっております。

以上です。なお、番号1については遠藤委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君）15番・遠藤君。

○15番（遠藤聡君）15番、遠藤です。

議案第132号、番号1について説明させていただきます。

7月17日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

この賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、15番・遠藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第132号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第133号

○会長（佐藤徳市君）日程第7。議案第133号、現況証明願について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。  
事務局より内容説明させます。  
振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君）はい。

議案第133号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1

土地の所在、字ヌマオロ原野基線8-8

地目、登記簿、畑

現況、農地、採草放牧地以外

農地区分、一般民有地

利用状況、宅地

面積、7,878㎡

所有者名、●●●●さん

申請者名、●●●●さん

調査委員は、澁谷委員、舟山委員、甲斐委員、熊谷委員

調査年月日、令和7年4月16日

なお、調査結果につきましては、甲斐委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 10番・甲斐君。

○10番（甲斐やす子君） 10番、甲斐です。

議案第133号、番号1について報告いたします。

令和7年4月16日に澁谷委員、舟山委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長と現地調査をしてまいりました。

資料の1ページから2ページをご覧ください。

当該地の現況は、宅地となっており、隣接農地とはっきりと分けられておりました。以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあられました、10番、甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第133号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第134号

○会長（佐藤徳市君） 日程第8。議案第134号、農業振興地域整備計画の変更について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第134号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1

区分、用途区分変更。

地番、字オソツベツ原野28線55番1

現況地目、宅地。

面積、33,696㎡の内7,028.35㎡

事業主体、●●●●、●●●●さん

土地所有者は、●●●●さん

土地選定の理由は、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定したものであります。

なお、調査結果につきましては、舟山委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 8番・舟山君。

○8番（舟山珠代君） 8番、舟山です。

議案第134号 番号1について報告いたします。

令和7年7月4日に、澁谷委員、甲斐委員、熊谷委員と私、事務局より小幡次長で現地調査を行いました。

申請地は、参考資料の3ページから6ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、●●で営農する●●●●さんが、哺育舎、分娩舎建設を目的として、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

事業の規模については、妥当な面積であり、周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、8番、舟山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第134号、内容1件は原案可決されました。

#### ◎議案第135号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第135号、農地法第3条の規定による許可申請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第135号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件であります。

番号1

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

譲受人、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、宇虹別原野78-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、59,117㎡外8筆、合計面積208,988㎡。

契約の種類、贈与。

権利移転設定の理由、譲渡人、贈与、譲受人、経営規模拡大のため

資金調達の方法及び価格、無償。

譲受人世帯員2名。

農地は702,907㎡。

経営状況については、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 11番・笛木君。

○11番（笹木眞一君）11番・笹木です。

議案第135号、番号1について報告致します。

7月6日に現地調査を行ってまいりました。

この贈与契約については、●●●●さんは贈与により農地を譲り渡し、●●●●さんは経営規模拡大のため、今回の申請となりました。

申請地を贈与される●●●●さんについては、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・笹木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第135号、番号1、内容1件は原案可決されました。

#### ◎議案第136号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第136号、農用地の買入協議に係る要請について、内容9件を議題といたします。

お諮り致します。

番号1から番号9まで内容9件について、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号9まで内容9件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第136号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第22条の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法同条同項の規定に基づき、標茶町長に買入協議の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地は別紙のとおり9件であります。

番号 1

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。  
申出を受けた年月日、令和 6 年 1 2 月 1 7 日。  
土地の所在、字オソツベツ 2 2 5 - 4。  
地目、登記簿、現況ともに畑。  
面積16,697㎡外 3 2 筆、合計面積は469,899㎡。

番号 2

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。  
申出を受けた年月日、令和 7 年 3 月 3 1 日。  
土地の所在、字虹別原野 1 2 2 - 1。  
地目、登記簿、現況ともに畑。  
面積61,529㎡外 3 筆、合計面積は169,765㎡。

番号 3

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。  
申出を受けた年月日、令和 7 年 4 月 4 日。  
土地の所在、字西熊牛原野 5 - 1。  
地目、登記簿牧場、現況採放地。  
面積61,241㎡外 2 8 筆、合計面積は542,469㎡。

番号 4

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。  
申出を受けた年月日、令和 7 年 4 月 1 4 日。  
土地の所在、字栄 9 - 1。  
地目、登記簿牧場、現況採放地。  
面積7,161㎡外 2 8 筆、合計面積は673,426㎡。

番号 5

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。  
申出を受けた年月日、令和 7 年 4 月 2 4 日。  
土地の所在、字栄 1 8 - 2。  
地目、登記簿、現況ともに畑。  
面積42,463㎡外 7 筆、合計面積は190,982㎡。

番号 6

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。  
申出を受けた年月日、令和 7 年 4 月 2 5 日。  
土地の所在、字西熊牛原野 5 3 - 1。  
地目、登記簿原野、現況畑。  
面積49,454㎡外 9 筆、合計面積は155,452㎡。

番号 7

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。  
申出を受けた年月日、令和 7 年 4 月 2 5 日。  
土地の所在、字西熊牛原野 1 5 - 1 1。  
地目、登記簿、現況ともに畑。  
面積 23, 238㎡外 1 2 筆、合計面積は 302, 381㎡。

番号 8

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。  
申出を受けた年月日、令和 7 年 5 月 1 日。  
土地の所在、字中オソツベツ原野 7 2 - 1。  
地目、登記簿、現況ともに畑。  
面積 11, 719㎡外 4 筆、合計面積は 48, 883㎡。

番号 9

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。  
申出を受けた年月日、令和 7 年 4 月 2 4 日。  
土地の所在、字塘路原野 1 4 8。  
地目、登記簿、現況ともに畑。  
面積 14, 682㎡外 9 筆、合計面積は 265, 060㎡。  
以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号 1 から番号 9 について事務局の説明を終わります。  
これより本件に対する質疑を行います。  
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。  
これより本件については採決いたします。  
原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。  
よって、番号 1 から番号 9 については原案可決されました。  
以上をもって、議案第 1 3 6 号、内容 9 件は原案可決されました。

◎議案第 1 3 7 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 1 1。議案第 1 3 7 号、農用地利用集積等促進計画(案)の決定について内容 4 1 件を議題といたします。

お諮り致します。

審議の都合上、番号 1 と番号 2、番号 2 2 と番号 2 3、番号 2 8 と番号 2 9、番号 3 4 と番号 3 5、番号 3 6 と番号 3 7、番号 3 8 と番号 3 9、番号 4 0 と番号 4 1 は、同様の案件のため、一括審議に供したいと思います。

これにご異議ございませんか？

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1と番号2、番号22と番号23、番号28と番号29、番号34と番号35、番号36と番号37、番号38と番号39、番号40と番号41の内容14件を一括議題と致します。

○会長（佐藤徳市君）

番号1と番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第137号について説明させていただきます。

農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11条の規定により、農地中間管理機構に対して要請し、下記の農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、議決を求めるものであります。また、農地中間管理機構が下記の農用地利用集積等促進計画（案）のとおり認可申請した場合に、即日公告する旨の議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積等促進計画は、別紙のとおり41件となっております。

番号1

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。番号2以下、説明する場合は、●●●●さんと省略させていただきます。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ242-46。

地目、登記簿原野、現況畑。

面積、4,613㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和7年8月12日。

対価の支払い期限、令和7年9月19日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格は、9,000円。

支払方法は指定口座振込みとなっております。

なお、番号2については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、対価の支払期限を説明し、他の項目については番号1と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号2

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん

対価の支払い期限、令和7年9月5日。

なお、番号1から番号2については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号3

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野17-2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積51,467㎡外1筆、合計面積115,471㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和7年8月12日から令和7年11月29日。

金額、年間125,040円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

番号3につきましては、農地所有的確実要件について審査する必要がありますのでご説明申し上げます。農地所有適格法人の要件として、形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件をそれぞれ満たす必要があります。

●●●●さんにつきましては、

形態要件 株式会社、事業要件 法人の主たる事業が農業である、議決権要件 法人の総議決権の過半は、農地の権利提供者及び農業の従事者である、役員要件 理事等の過半は法人の農業に常時従事する構成員であるとなっております。

以上、番号3につきましては嶋中委員に調査を依頼しておりますので、結果について報告願います。

○会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中勝君） 14番、嶋中です。

議案第136号、番号3について報告いたします。

7月20日に現地調査を行ってまいりました。

この賃貸借契約については、あっせんにより北海道農業公社が買入を実施した農地の一時貸付の新規利用権設定のため今回の申請となりました。

利用権設定等を受ける者である当該法人は、農地所有適格法人の要件である法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしており、また、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

お諮り致します。

番号4から番号7まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号7まで内容4件を一括議題と致します。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●● ●●君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号4

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野22-2の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積14,423㎡外25筆、合計面積132,735㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権等の期間、令和7年8月12日から令和17年8月11日。

金額、年間354,023円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号5から番号7については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、土地の表示、支払金額、支払方法を説明し、他の項目については番号4と同じでありますので説明を省略させていただきます。

#### 番号5

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野22-2の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積14,423㎡外25筆、合計面積132,735㎡。

金額、年間354,023円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

#### 番号6

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野17線4-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積15,329㎡外5筆、合計面積70,613㎡。

金額、年間182,899円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

#### 番号7

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、北海道農業公社さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-8。

土地の所在、字熊牛原野17線4-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積15,329㎡外5筆、合計面積70,613㎡。

金額、年間182,899円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号4から番号7については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号7まで内容4件については原案可決されました。

(●● ●●君復席)

お諮り致します。

番号8から番号13まで内容6件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号8から番号13まで内容6件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長(工藤理恵君) はい。

番号8

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野西2線78-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、12,269㎡外5筆、合計面積120,080㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和7年8月12日から令和17年8月11日。

土地の引渡時期、令和7年8月12日。

金額、年間384,256円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号9から番号13については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、土地の表示、支払金額、支払方法を説明し、他の項目については番号8と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号9

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野西2線78-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、12,269㎡外5筆、合計面積120,080㎡。

金額、年間384,256円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

#### 番号10

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字栄179-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、26,157㎡外6筆、合計面積107,018㎡。

金額、年間325,512円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

#### 番号11

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字栄179-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、26,157㎡外6筆、合計面積107,018㎡。

金額、年間325,512円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

#### 番号12

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野西3線75-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、12,133㎡外12筆、合計面積187,462㎡。

金額、年間502,034円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

#### 番号13

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野西3線75-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、12,133㎡外12筆、合計面積187,462㎡。

金額、年間502,034円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号8から番号13については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号８から番号１３まで内容６件については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号１４から番号２１まで内容８件について、審議の都合上一括議題に供したいと思いを。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号１４から番号２１まで内容８件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号１４

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、宇虹別原野６３１－２の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積49,615㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和７年８月１２日から令和１７年８月１１日。

金額、年間158,768円。

支払方法は毎年１２月２０日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号１５から番号２１については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、土地の表示、金額、支払方法を説明し、他の項目については番号１４と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号１５

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、宇虹別原野６３１－２の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積49,615㎡

金額、年間158,768円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

#### 番号16

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野58線104の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積48,325㎡外1筆、合計面積95,927㎡。

金額、年間306,966円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

#### 番号17

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野58線104の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積48,325㎡外1筆、合計面積95,927㎡。

金額、年間306,966円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

#### 番号18

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野29-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積41,545㎡外2筆、合計面積113,363㎡。

金額、年間362,761円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

#### 番号19

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野29-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積41,545㎡外2筆、合計面積113,363㎡。

金額、年間362,761円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

#### 番号20

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野380-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積49,753㎡外2筆、合計面積126,735㎡。

金額、年間402,662円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

番号21

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野380-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積49,753㎡外2筆、合計面積126,735㎡。

金額、年間402,662円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号14から番号21については笛木委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 11番・笛木君。

○11番（笛木眞一君） 11番、笛木です。

議案第137号、番号13から番号18について報告いたします。

7月19日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました11番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号14から番号21まで内容8件については原案可決されました。

続いて番号22と番号23を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号22

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、宇虹別原野724-3。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積39,827㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和7年8月12日から令和17年8月11日。

金額、年間120,000円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号23については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号22と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号23

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号22から番号23については佐藤松喜委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 5番・佐藤松喜君。

○5番（佐藤松喜君） 5番、佐藤です。

議案第137号、番号22から番号23について報告いたします。

7月20日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました5番・佐藤松

喜君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号22から番号23まで内容2件については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号24から番号27まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思いを。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号24から番号27まで内容4件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号24

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上チャンベツ原野1-2。

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積25,268㎡外4筆、合計面積76,022㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和7年8月12日から令和17年8月11日。

金額、年間90,000円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号25から番号27については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、土地の表示、金額、支払方法を説明し、他の項目については番号24と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号25

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字上チャンベツ原野1-2。

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積25,268㎡外4筆、合計面積76,022㎡

金額、年間90,000円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

番号26

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上チャンベツ原野東3線東35-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積22,023㎡外10筆、合計面積207,223㎡

金額、年間260,000円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

番号27

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字上チャンベツ原野東3線東35-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積22,023㎡外10筆、合計面積207,223㎡

金額、年間260,000円。

以上です。

なお、番号24から番号27については甲斐委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 10番・甲斐君。

○10番（甲斐やす子君） 10番、甲斐です。

議案第137号、番号24から番号27について報告いたします。

7月20日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました10番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号24から番号27まで内容4件については原案可決されました。

続いて番号28と番号29を議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●● ●●君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長(工藤理恵君) はい。

番号28

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内原野南4線146-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積28,355㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和7年8月12日から令和17年8月11日。

金額、年間725,616円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号29については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号28と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号28

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号28から番号29については津野委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 9番・津野君。

○9番(津野齊君) 9番、津野です。

議案第137号、番号28から番号29について報告いたします。

7月17日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました9番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号28から番号29まで内容2件については原案可決されました。

（●● ●●君復席）

お諮りいたします。

番号30から番号33まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号30から番号33まで内容4件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号30

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字塘路原野196の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積97,363㎡外1筆、合計面積98,543㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和7年8月12日から令和17年8月11日。

金額、年間245,174円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号31から番号33については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、

土地の表示、金額、支払方法を説明し、他の項目については番号30と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号31

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字塘路原野196の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積97,363㎡外1筆、合計面積98,543㎡

金額、年間245,174円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

番号32

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内44-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積70,500㎡外4筆、合計面積241,196㎡

金額、年間771,827円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

番号33

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内44-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積70,500㎡外4筆、合計面積241,196㎡

金額、年間771,827円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号30から番号33については遠藤委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 15番・遠藤君。

○15番（遠藤聡君） 15番、遠藤です。

議案第137号、番号30から番号33について報告いたします。

7月17日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続及び新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたし

ました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました15番・遠藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号30から番号33まで内容4件については原案可決されました。

続いて番号34と番号35を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号34

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上多和60-2。

地目、登記簿原野、現況畑。

面積8,560㎡外4筆、合計面積22,751㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和7年8月12日から令和17年8月11日。

金額、無償。

支払方法は、なしとなっております。

なお、番号35については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者を説明し、他の項目については番号34と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号35

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

以上です。

なお、番号34から番号35については大泉委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 3番・大泉君。

○3番（大泉義明君） 3番、大泉です。

議案第137号、番号34から番号35について報告いたします。

7月27日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主は、相手方の希望により農地を貸付け、借主は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました3番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号34から番号35まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号36と番号37を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号36

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ26-3。

地目、登記簿山林、現況畑。

面積4,261㎡外1筆、合計面積6,106㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和7年8月12日から令和17年8月11日。

金額、無償。

支払方法は、なしとなっております。

なお、番号37については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者を説明し、他

の項目については番号36と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号37

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

以上です。

なお、番号36から番号37については熊谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 13番・熊谷君。

○13番（熊谷英二君） 13番、熊谷です。

議案第137号、番号36から番号37について報告いたします。

7月16日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主は、相手方の希望により農地を貸付け、借主は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号36から番号37まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号38と番号39を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号38

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野西2線76-3。

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積2,290㎡外7筆、合計面積14,532㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和7年8月12日から令和17年8月11日。

金額、無償。

支払方法は、なしとなっております。

なお、番号39については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者を説明し、他の項目については番号38と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号39

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

以上です。

なお、番号38から番号39については嶋中委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中勝君） 14番、嶋中です。

議案第137号、番号38から番号39について報告いたします。

7月20日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主は、相手方の希望により農地を貸付け、借主は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号38から番号39まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号40と番号41を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号40

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、宇西熊牛原野24-14。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積7,402㎡外62筆、合計面積1,086,468㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和7年8月12日から令和17年8月11日。

金額、無償。

支払方法は、なしとなっております。

なお、番号41については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者を説明し、他の項目については番号40と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号41

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

以上です。

なお、番号40から番号41については嶋中委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中勝君） 14番、嶋中です。

議案第137号、番号40から番号41について報告いたします。

7月20日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主は、相手方の希望により農地を貸付け、借主は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号40から番号41まで内容2件については原案可決されました。

以上をもって、議案第137号、内容41件については原案可決されました。

#### ◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君） これをもちまして、第26回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第26回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

(午前11時50分閉会)